部分を記入・押印して下さい。（ 2 通作成）

「ぽっぽのおうち」保育契約書

保護者氏名　　（甲）と小さなおうち園ぽっぽのおうち(乙)とは、
「ぽっぽのおうち」で提供する保育について以下のように契約します。

（1）保育を受ける子どもの名前：　　（丙）

（2）保育を提供する施設・場所について
名称・所在地：　ぽっぽのおうち（津市渋見町 15-10）
設置者：　小さなおうち園 ぽっぽのおうち　　代表：　世古亮子
その他、ぽっぽのおうちの管理下で保育実施のために利用する施設、公園等

（3）保育サービス内容：（定期・一時）保育・未就園児教室（ばなな・ぶどう）組・給食・出張保育・時間外保育・送迎　他
運営時間：　月曜日～金曜日　9：00～18：00　（土日・祝日、GW・お盆・年末年始 休みあり）
＊利用時間の延長：利用の契約時間を超えて保育が必要になった場合は、甲は乙へ連絡し延長時間の契約を結ぶものとします。（15 分ごとに保育料＋100 円の延長料がかかります。）

（4）料金について：「ぽっぽのおうち保育料金表」の通りに定めるものとします。
原則、ご利用前にお支払いください。 キャンセル料は次回保育時にお支払いいただくか下記口座へお振込下さい。
振込先：三菱 UFJ 銀行　津支店　普通　4589378　セコ　リョウコ

（5）保育契約有効期間：　登録日から３か月間。（契約期間後は変更がなければ自動更新とします。）

（6）賠償責任について：万一、乙の運営に起因する事由により怪我や損害事故が発生した場合、
乙は加入する損害保険ジャパン株式会社の賠償責任保険の約款に従って補償をします。
送迎などで運転中に事故が発生した際は、送迎者の加入している自動車保険において補償される範囲内で賠償します。

（7）健康管理について：甲は、丙の登園前の検温と体調の観察をし、健康な状態で登園して下さい。
体温が 37.5 度以上 の場合や感染症が疑われる場合は、保育を受けられません。乙は、丙の体調に変化がある場合は、甲に連絡し対応を求めます。 甲は、丙が薬を服用したときは、薬の名称・内容・服用頻度等を伝えること。

（8）緊急時の対応について：医師や看護師としての医療行為はできませんが、擦り傷等の軽傷についての応急処置は行います。
乙は保育中に丙の身体に急変が生じた場合、又は必要があると判断した場合は、予め甲が指定した緊急連絡先に連絡すると共に、速やかに協力医（うめもとこどもクリニック）又は、救急病院にて受診するなど必要な措置を講じます。

（9）乙はＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）の早期発見および保育中の事故防止のため、以下の対応を行います。
①うつぶせ寝、横向き寝をさせないこと。②布団は顔に掛からないよう、首から下に掛ける。
③体を温めすぎないように注意する。④タイマー等を使い定期的（５分未満）に呼吸の確認をし、同時に体にも触れる。

（１０）相談や苦情等について：本契約書に記載されている内容以外で、双方に疑義等が発生した場合は、甲・乙協議し解決をはかるものとします。

****

上記の契約を証するため、本通 2 通を作成し、甲・乙は記名押印の上、一通をそれぞれ保有するものとします。

契約日：　　年　　月　　日

（甲）　保護者　氏名　　印
住所：　〒　　電話：

（乙）　小さなおうち園　ぽっぽのおうち　　代表　世古亮子　印
住所：　〒 514-0063　津市渋見町 15-10　　電話： 059-261-5097